

田吉著 日本開化小史 卷之三

和書門			
三	五	一	〇
六	二	一	〇
冊	架	函	號

內閣文庫			
一	四	〇	函
三	五	一	〇
六	二	一	〇
冊	架	函	號
和書類			

內閣文庫	
番號	和 3510
冊數	6 (3)
函號	140 49



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

日本開化小史卷の三目錄

第五章

鎌倉政府治世の間小政府と大名との關係變せし事

王室より鎌倉政府を覆はんとせらるる事

王室伐助くべきを正道なきと稱贊する源由

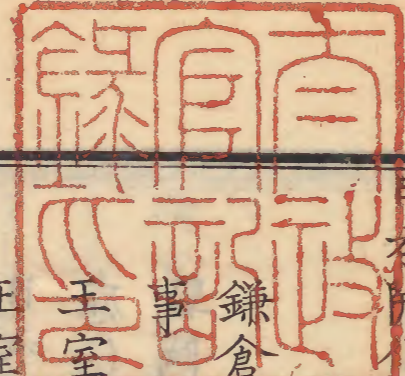
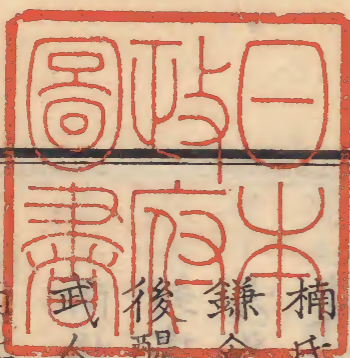
楠氏の武略

鎌倉政府の滅亡

後醍醐の治世規律なき事

武人望と失ひ源氏の二胄と奉戴する事

南北朝の戦



日本開化小史 卷之三 目錄

第六章

南北戦争の後國家に有様一新せし事

封建の分子膨脹の源由

大名の權強くして統一の政府ふし事

豪族の驕奢甚たしくして開化の器藝進みし事

日本の人民此豪族の配下ふ苦む有様

應仁の亂

戦國の事

日本開化小史卷之三

田口卯吉著

第五章

鎌倉政府の滅亡より
南北朝の戦まで

鎌倉政府の組立ハ緻密にして善く國家の權衡を保ち
しうむ海内久しく穩うふして人民泰平の澤と樂みし
ましかとも其泰平こそ實は後來の禍と胚胎して此政
府を滅亡せしむれと見えしを多し抑る前章に説き示
せし如く鎌倉政府ハ關東有功の武士伐守護或は地頭
ふ補して諸國ふ配布したるを彼の剛勇ふして死と惜
まざる土着の武夫と統管せしむるれ主意は出て地方
を制するの策に成りしとふれども數世代經る小及ひ

て此守護地頭等も又諸國の武夫の一人とふりて最早
 政府の爲ふ計るの人にあらず所謂梟惡の者の代鎮む
 る人よへあらで寧ろ梟惡のそと棟梁とて變をたり
 是を其いつれなき小ぢらぢ抑く人情の忠義を知りハ
 利害と共にすお小發をるも此あり彼の守護地頭等が
 當初關東の忠臣たる所以のこれハ政府と痛癢利害
 と共にしたるが爲りなを其職を鎌倉より命をる所に
 去て親族友人も多く關東あり言語風俗も關東親
 密にして關東の事と惡く様言ハタへさへ自己まで
 肩身狭く思ふ程ありしが爲りなを然れども遠る者益
 く疎きハ人情の常れきを數世の後ふ及びてハ友人と

既ぬ去り親族までも互に打忘き政府と此關係も次第
 弛み却て其土地に人民と親密になを其生土小愛情
 を生し其武夫と痛癢利害と共に其國人の榮辱を就
 てハ自己亦た喜怒と同を多小至れりされ始りハ
 政府の爲りハ武夫を姦濫と抑へ其高名心を制しハ
 ども終るにハ武夫と使用して自己の高名を輝うさん
 と成心掛り且つ其守護地頭は職ハ代々武夫に長
 たるものありて應分の郎黨と養ハざるべうらざる定り
 なきを末代も及びてハ式目の制を背きて地頭まで盜
 賊と平けたる功を誇きりそのも見えりされを守護
 地頭ハ外形も變化ふけきども内實も於てハ最早鎌

倉政府と利害を共小を依ものとも見えど鎌倉政府の忠節と盡すものとも見えど純然なる封建の一貴族として政府を其他の黨派なき自己に利益あり方と武夫と帥ひて馳加らんとする有様とふれり
 社會の有様をやうに變化し守護地頭と政府との關係大小緩みしうとも彼の祖先此時と感ふり武勇の氣ハ此時小及ひても更に衰ふ事なく却る豪勇の氣風久しく打繼るたりが為る更に然諾と重むの氣と武夫小與へたりが如く抑る道理代考へ是非と質を無學ふ武夫の天性好む處を其與する所ハ必しも正邪曲直を問はば國家小利害ありに關せ

を唯た一度與力したる人の為り小死に至るまで變せざるを以て快とし世の人とも是を見て天晴社大剛の者やと稱したり此等の實例ハ當時此史上小歴くしり蓋し任俠を尊ひ一諾と重むの氣と所謂為難きを為さんとの心小發す依ものぬまば彼の勇敢剛猛の武夫等小此風俗あり固く驚く小足らざるなり社會の有様此の如く人心の有様此の如きと及むて鎌倉政府を宜しく舊例と墨守せしめて適當の處分と施さけりべうらざるべし小凡て隱然の變化を容易と認め得難き者なりがゆゑに此を防ぐの術小心付らざるのなれらば泰平小狎を驕傲の風自ら出で來りて地方

の武族小對ぞ小も復た祖先の如く敬禮と盡をもとふ
く其自ら居る小も復た祖先の如く謙謹ふるとれ一殊
小末代に至りては政府の威權全く北條氏の家臣は手
に落ちて假令外部の撞動なきも内部より潰裂の勢と
来さんとその所の有様なりき

是れ千九百九十年の頃小至るまで社會は内は胎胎一
たり一現像なきもふ時小及ひて九十六代の天皇後
醍醐鎌倉政府と打滅一公家一統の世となさんとれ隱
謀と企とらさし抑く此事一朝一夕の故小あらざる二
千年代の始り小皇統二流に分ち社一と大覺寺殿と稱
一一代持明院殿と稱よ此兩流共一八十九代の後嵯峨

天皇より出てたゞもれなき蓋し承久の亂後鎌倉政府
の威權漸く王室小及び繼位の君と選ひ奉る事共あり
一うむ後嵯峨は二子後深草第二子持明院龜山第三子大覺寺の子孫
繼位と争ひつゝに至りて之を選むの權を全く鎌倉政
府の手小落ちたり鎌倉政府は是時の前小攝政の特權
と專有せる氏族を五流小分ち相争ひつゝりて以て大
其威權を殺きたる事あり故小此兩流の分るゆゑに及
ひて大覺寺流も後嵯峨は望代属と社著明なる證跡
と明るれさどえ王室を以て常小鎌倉政府に委頼せ
しめんが為り小兩流交立の議と定めたり然るに此事
其期もる處を得ずして却り大覺寺流の激怒を醸し終

小後醍醐に至りて最も其意を伸んとぞせうれけ不然
まども此時猶ほ藤原氏以來の柔弱此氣風京洛の間
盛よりて王家も公家も皆か此暗霧小掩ハれまを後
醍醐の是隱謀を企てらるゝ小於そ唯た頼心所を當時
強大なる僧黨と然諾を重むは大名との武力を藉りて
政權を王室に復せんとする事及び従前より此慣手法
なる咒咀祈禱を以て怨敵を退散せんとする事此二事
小限此り北條氏の政道ハ衰へたりと雖も未だうく人
頼むなる企を以て容易に打撃をべらばましくうな一
回小敗を二回も敗れて謀を與らる公家僧侶武士等ハ
夫々の刑に處せらる天皇西州小幸し波風も静か

四海の内又治まらぬらんと見えたり
凡て人類の沈淪せよと見る小忍びざつそのなふ小別
きて高貴の人此零落したるほど人の心成傷ま志む
ものゝあらばあべし殊小神孫の教へそよ治祚さ時に
當りて社會の上位小立きせらるゝ天皇の身に置き處
なまらでに落ぶれ玉ふを見り小於てハ之が臣子た
まはと黙止する能はざらばさなる況しや然諾を重
く死儀恐まぶつれ氣風盛あつ世小於てそや後醍醐
の笠置小在せらるゝや楠枝僅く夢を護り六波羅に臨
まは、や檻輿小身と汚し玉へりか、類の事共ハ最
も嚴しく人情ハ感衝をばすのにて因習の久ハ此感

覺ハ終小世此馴言とふりて之ヲ為小兵伐起之義舉
 として稱之加為一命を捨つを正理として賛す
 小至まり是れ其故なきにあらず蓋し此舉や全く一身
 の私を離れて其身命を抛て他人の利益を計らざる
 人々皆不是を以て善事なるを心小決し人々最も為
 難事なるを世之に稱して剛の者とせし既に之を
 善事と決し且つ之小高名の存を懐くことぬまざる數郡と
 領一隊を帥る大小名等ハ内部の感動小激せらるる
 外部に稱譽小誘ハ社後醍醐の西行の時當り既に
 諸方小城廓と築き兵器と執りて鎌倉政府小叛くも此
 多うなり

然りと雖も社會の動靜を自ら因襲の餘勢小抑へられ
 て未だ俄に轉換をべからずも此あり鎌倉政府の舉
 措ハ既し人情の惡む所より出て輿論の正とする所に背
 きて地方の大名等皆能く之小叛かんと欲せむと雖
 も社會因襲の餘勢を猶之と維持を依小十分ありき是
 時ハ當て鎌倉政府ハ威望既し天下と吞みしれを各人
 皆之に叛くを欲せむと雖も又皆之小叛くこと伐危
 りし既小之を危むるときは即ち政府の催促小應せざる
 と得ず政府の催促ハ應じて以て敵小向ふるときは即ち
 勇奮して以て勝利を得んと欲せむは是れ人情の常
 として社會の事之が為り小静寧小歸するを寧ろ多加

るべし北條氏の命に従ふもの百萬騎心服せざるものなきふあらざ然れども京攝の地方小轉戦して殆んと諸方の城廓を攻め破り天下亦た承久此昔の如くならんとそ見えたるふ

斯く社會因襲の餘勢を當時の人心を制御する此力と具へたさども一人の智略を以て之を轉覆し遂小其潮流を返動せしめしこそ恐るしけ此時楠正成るもこのあま千餘の孤軍を以て蕞爾たる孤城の内小籠り取て戦と為さざりしうども實に能く百萬の銳氣を挫き其結合を解き敵を以て其攻むる所を知らざらしめたり敵其攻むる所と知らざ故に鎌倉政府の威望即ち地

小墮ち之を維持する此繩索次第小弛緩し諸方の武族とて皆小其領地小據て其一族良黨を率ひ鎌倉政府小叛くを敢せしむる此念代胸裏小蓄へしりたり夫を社會の未だ進まぬ小當て人心を維持するべきも此を門地の貴賤と兵馬に權力を先かふる也人民の權利社會の公益等ハ未だ以て人心を動ふをある小是らざりかり鎌倉政府ハ源家此血統絶えし後ハ君臣の名令既小絶え諸國の家人之小叛くも道德上の罪ありと人々此思はざる所あり其泰平と致せしきのも其權力の平均せし為りのみされが楠氏の一撃一うび鎌倉政府の権力を挫き人心既ハ分離の勢小進みし後ハ北



條氏の威望又た之を收拾をばらば諸國の大名靡然
として響應し皆な合一して政府に向ひたさざらんも
小精強なりし鎌倉政府も僅かに三年の過をばりて
悉く解体し百五十年の太平も一朝に烟とぞなるを小左
鎌倉政府をばやうに容易く滅ぼされども之小叛さ
て兵伐執りし大名家人等も於ては實小危を蹈き險を
冒その事業小しを非常の決断を要せしものあり蓋し
此舉や諸方一時小蜂起しを必か如くなきとも素と相
互小同盟し計を通小事を共し未だ互小あらざれど各
人皆不二箇の兵力を以て政府小抵抗せんと同一ある

地位小臨りし抑も各人一箇の兵力を北條氏の精密な
る配分の下小極めて僅少なるが為め小勤王の二字を
激せらるゝと雖も其之を思ひ立つや亦た非常の危険
と冒さざらんべらら故小鎌倉政府全く滅亡して後醍
醐歸洛ありし後諸方此勝ち誇りたる大名家人を各々
其功小誇り其勇と稱へて其拳を振り其劔を鳴して多
年鎌倉政府の下に窒屏しつゝ積鬱の氣を十分小伸
べんとすの勢小て東より西より南より北より皆な京師
と指して雲集せり是等々何れも敢死の兵剛勇の士小
して後醍醐の為め小鎌倉政府を亡滅せしむ就てハ親
族を失ひ身体をも傷け敵の一隊をも敗り一將をも馘

せし者共なきば中興政府の下り於てハ我心そ若干の
 封領をも給はらり我のそ何等此官位も叙せらるべ
 べき家と起し名を立侍るの時至り小なりと皆不欣
 として非常の望と後醍醐の政府に属して居たりけ
 る正統記曰我功を以てせし日
本の半國と給ふも猶不足らる
 然る小此等の武夫が京師に到着をば小及びて其兼て
 期せし所も皆不悉く失敗したりたり彼の後醍醐の兼
 てより望と属せし所ハ鎌倉以来小盛なる武人の
 權を殺さ公家一統の世となさんと目的なり代以て
 之と打滅を小於てこそ武夫の力と借りを社既小之と
 打滅せし後之と安樂代共小をふを其好まばり所不

して神教政府の教を長く帝室代柔弱なりりたき後
 醍醐の如き天皇と雖も一點の勇氣と胸中小蓄へざり
 なき故に事ごとく武夫と性質と異し最に困難の時
 と雖も武人と面會をばと代嫌し社々其目的彼の
 如く其性質此の如くなり代以て鎌倉滅亡の後及び
 てハ彼の柔弱にして決断もなく知略をれく唯だ詩歌
 管絃よの巧みなり婦女子の如き無功の公家原祈禱
 と為し僧侶及び勝妾等が第一小恩賞と高官とを占
 め廟堂の上に充滿し諸國の庄園代拜領して又た武夫
 を補ふべき任もなく武士小給ふべき地もなし或る之
 あれを一ヶ所を以て數名を給ふとある小至る太平記

或ハ内奏より許へ勅許を蒙るバ決断所より論人其地
を付け又決断所ハ本主安堵と給ハまむ内奏其地
を別人の恩賞小行ハるなり程ハ所領一ケ故小武
所ハ四五人給々主付く國々の動乱止む時ハ一ケ
人の功勞全く無効となりて其利ハ白面の人ハ奪ハれ
り然まども是猶ほ武夫等の蒙りたる不幸の最なる
も此小あらばなを彼の公家僧侶等を俄ハ小國家の
政權と執り諸人の上ハ立つ身と成りしうば諸國の武
夫々皆其れ賤蔑する所とな走り而して其俸領亦た
多かりしを家俄ハ小富みて驕侈の有様人の耳目と
驚ハし品行敗れ風俗崩れ醜聲四方ハ聞えたり太平記
五十餘ヶ處の守護國司國々の關所大庄とハ悉く公家
被官の人々拜領しる間陶朱の富貴小誇り鄭白の衣
食ハ飽けまよと其外千種殿と文觀僧正の奢侈姦亂然
の事を記すこと詳なり太平記卷の十二を見よ然

諸國の武夫ハ之と比肩する能ハざるのみならず外
にあまてち香車の後ハ走り内ハ在りてハ青侍の前ハ
跪かみおを得る且つ當時最も武夫の榮譽としたりし
御家人の名も廢せらる凡下と區別なきに至れり是れ
豈ハ武夫の最も怒れざる點ならずや然まども是猶ほ
武夫等の蒙りたる不幸れ最なるもの非らざるなり
中興の政府も天皇此政府も多代以て萬事儀式を正ふ
一裝飾と要をばむの所里故ハ官省新築をばむべら
ず宮殿新設せざるべからざる是ハ隨ハ無用の土木盛
起り官庫空乏紙幣を發行するも償ふ能ハざる終
日本國總て此地頭御家人の所得二十分の一錢課して



之小充^至其^他武家^の法制^を悉く^廢絶^せられ
 武士^の慣習^を皆^を賤^せられ^政令^朝夕^を改^めりし^る
 其^の財産^も頼^む小^足らず^勲功^も許^さず^に處^をく^て諸
 人^安き^思ひ^なかり^{たり}
梅松論曰今の例昔の新儀ふり朕の新儀を未來の先例たるべしと新あり勅裁漸々聞えたり記録所決断所と置る社ども近臣臨時の内奏と經て非義を申行ふ間論言朝の浮沈反掌の如し此の如き諸國の勲功小誇り恩賞を望みたる大名武夫が京師不到着をばふ及して遭遇せし所の有様を故ふ武夫の功勞ハ凡て水泡に歸したりのみならず却て鎌倉政府の時代より許多の不幸伐蒙むれり是と豈といつまでう耐忍をべけんや夫と當時の大名ハ既小鎌倉政府の威力を以て制を

べからば程の兵力^は有^する^もれ^小あ^らず^や其^轉戦^の
 間^不顯^せし^て拔^群なる^を知^略軍^功等^ハ更^も其^兵力^と
 増^し其^結合^を固^めり^しれ^ば封建^の勢^{次第}不^膨脹^し
 地方^の有^様亦^た従^前の^如く^なら^ずされ^ば鎌倉^{政府}
 り^も一^層嚴^肅し^て且^つ威^力ある^{政府}と^創立^をな^す
 あり^ふま^を政^事上^の權^衡を^保ち^得べ^しとも^見え^ざり
 け^るも^却て^柔軟^{なる}公^家原^と率^ひて^勇敢^{なる}大^名等
 其^制御^せり^しんと^欲を^ほこ^そ淺^猿を^さゆ^ふ武^家の
 面^々皆^を申^狀を^捨て^訟を^止め^怒で^其本^國に^歸り^後
藤房
翻を諫むる語不曰く元弘大亂の始り天下の士卒擧て官軍に属せし事更し他なり只一戦の利と以て勲功の賞を預らんと思へ故なりされ世静謐の後忠と立賞を望む輩幾千万と云ふ數と知らず然きども公家

被官の外に未だ恩賞と給たる者あらざりしを申状と捨
 訟を止めしむる忠功の立たざるを恨み政道の正し
 らはつと褊して皆本國今の如く公家一統の天下なら
 ず歸つゆをなまそ云々
 ん、ハ諸國の地頭御家人も皆奴婢雜人の如くにてあ
 るべし哀を如何なる不思議の事出来て武家再び四海
 の權を執り世中ふなきとと思ふ人のみ多うとけり
 如此き人民の上ふ立てり如此き政府ハ善く永久を保
 つ能はざるや知るべきふり是より親政ハ名稱も武夫
 の心伐繫くに足らざる天皇の論言も世の冷笑を多所と
 なりて天皇歸洛の後未だ一年と經ざるに關東關西共
 ふ反きて一方と鎮定をれざる又一方より起り其他種々此
 事情よりして諸國の武夫も終に源家の末流なるは是利

氏と新田氏の二黨と奉戴をるに至此り故に中興政府
 天下と得るは暇なく既ふ天下と失へり
 此二黨強太ふあふ及びて互に覺隙を生せしむど公
 家の政府素より之を鎮定すべし兵權もなく之を裁
 判をべしは知略もなく唯だ僅う新田黨に命じて是
 利黨の強大と制せんとせしむる斯く後醍醐新田
 黨の上ふ立つふ及びて是利黨ハ持明院の血統を奉
 立て、之と争へり是より兩黨此争ハ帝室兩流の争と
 あり諸國の武士も此兩流の下ふ従ひ互ふ相ひ戦ふ是
 き則ち世に南北朝の戦と稱するも此ふして我日本人
 民が嘗て經驗あらずし最も殘虐なる革命の一をまけ

南北朝の戦の間新田氏楠氏の如き豪族を亡滅したれども猶ほ是利氏の親属臣下の志と得ざりしものは數々南朝に投じて之を抗しき處も付て五十四年間殆んど戦亂止む時ふ此打續する戦亂の間弱を強小食まれ小を大に併され鎌倉政府の時一度整ひし順序ハ全く破壊して復た見るべき跡方もなく此際ふ當りてハ一般人民の有様最も憐れありき何きの黨の勝つふもせよ最も損害と蒙むるも此を關係ふ人民なき其君不忠を盡し其黨ふ勝を得させん為り人民の財産ハ奪掠せらるる家屋を焼く盡され丁壯を奴隷

と云々老弱を饑餓に迷ふ其有様見る不忍びざるもれあり太平記北畠顯家の夷共は此路次の民屋を追ふ神佛閣と焼く拂ふ惣に在家の一字も残らざる草木のふて海道二三里の間に兵新田義貞と越前小救の一本も無りけり越後の兵糧ありて道多年の兵と加賀まで攻め込めては兵糧を用意をば加賀の兵亂に暫く逗留して行末の兵糧を用意をば加賀の蓋古來我國の人民此時程の辛苦を多くありま北の奥羽の片隅に南を九州の末小至るまで大軍に横行する前後幾回も伐知らざりも恰も大風の砂袋捲き石を飛して四海の内昏朦とならたふ有様あり此戦連綿として長く打續する諸國次第に凋弊を始め小を常に數萬と動いて戦き強黨も終る其生力伐失ひ毫も

第六章

南北朝の戦乱以後 戦國に至るまで

南北朝五十餘年の戦亂後國家の有様全く一新して舊時の状態と存するも此極めて稀なるを今其景況代略記せん蓋し鎌倉政府の時小於てハ所謂大小名即ち守護地頭御家人を云ふなるも此其數甚だ多くして其領する所の土地大なるも四五荘小過ぶず然して皆其領所より邸宅と構へ農工を少く其近傍に集まりて小部落と為し其小なるものも數十人の武夫を率ひ其大なるものも數百人小ら上らざるして其配分の法極りて均一を勉むたり南北朝の時及び其後小及びて大なる大名の小にして弱なるものあり或ハ滅亡し或ハ併吞せらるるまで大名の數

大に減少し其領する所の土地大なるも四五州小渉り小なるも一二州以下を皆堅固要害の地小城廓を構へ商工も其近傍多く集り其帥あり所の郎黨も大なるも數萬人小なるも數千人小下らざるして其臣下の内小も數千人と率あるものあり小至れり又た公家武家の間たの關係を考ふに鎌倉政府の時ハ公家を猶ほ尊威を世に失はざるして以て高名心あり武夫として屢々其指顧に應せしむる小足り又た鎌倉政府をも抑制せし所あり南北朝の時及び其後小及びてハ公家を武家小對して權威を失ふのみならず全く是を凌蔑せらるる所領をも專領せらるるも數を太平記卷二十六

妙吉侍者高師直泰と讒り得る語曰く今武藏守越後守の者申せざる何と少所と御恩を給ふ其近邊寺社所
の歎承領あり事の淺境と越さる行と都王と云ふ所の有て馬
く承り干の事領と若さる王の裏院御所と云ふ所の有て馬
よき木を以て六の造り金と若さる王の裏院御所と云ふ所の有て馬
王をよむ何れは二の流捨て奉らるやと云ふ言の理あり馬
さよ云々是方へ造り金と若さる王の裏院御所と云ふ所の有て馬
三小曰く天此二千餘一年の兵亂事かま太平記卷三
と纜十て公卿殿上諸司百官の宿禁裏仙洞竹苑十
とと拂京白川武士の屋形の外今度多東寺合戦の今
地と蓮府槐門の貴族の底の上外今度多東寺合戦の今
う或ハ大井桂川の波の賤さ小肩となる女房達小至る
遠國ハ桑門竹扉の野人の賤さ小肩となる女房達小至る
小立忍朝氣の煙絶後住ハ給死る夜多衣薄公家曉人の
霜冷く朝氣の煙絶後住ハ給死る夜多衣薄公家曉人の
の加様富貴日頃百倍に轉身小錦繡とひ纏ひ食武家

ハ珍と盡せり云々是二十又其大名及び人民の關係を
考ふ小鎌倉政府の時於てハ守護地頭の職も有功
の將士と與へらきたりと雖も猶ほ人民を治むる其
職務小して時々其治法を視察し督責する擧も見え
り南北朝の時及び其後に至りてハ人民を地頭の所有
の如く地頭を守護の所有の如くかきて其掠奪と擅
したれども之を禁むるものも太平記卷三十三の
天下と成敗せし時諸國の守護大犯三箇條の檢断の外
て一國の事無敗りし意今諸國の守護大犯三箇條の檢断の外
く一國の事無敗りし意今諸國の守護大犯三箇條の檢断の外
領を其權威の古の六波其變遷此の如くかふ為め小
羅九州の探題の如く六波其變遷此の如くかふ為め小
其社會ふるもの復た往時の社會ふる其人民政府

なるもの復た往時ハ人民政府ハあらざる其王室公家ハ
ふもの復た往時の王室公家ハあらざる唯だ日本人民一
蹴して一新世界の内ハ入りたる如く見えたる
何代以て此の如き變遷と生セしヤを考ふるハ蓋し鎌
倉政府既ハ亡び南北の兩黨兵と内地ハ動うをハ當て
兩黨共ハ其兵力大ニ相異ナラズにあらざる其土地亦
た兩黨の有らざる其門地亦ハ大ニ貴賤を異ニス
ハあらざる其武夫亦た悉く養兵あるものハあらざる
全く烏合のもれあり故ハ一勝一敗以て敵となるべく
以て味方となふべし其安危存亡瞬息の間ハ變じざる代

以て之を首長を以て常ハ戦々競々として唯だ一
たび得たる土地及び人馬を復た之と失はざらん事と
顧慮せり蓋し諸國ハ土着の武士起りしより地方を治
むるに任する將帥の器と撰まざるべからざる鎌倉政府
の置く處の守護職の如きは警察裁判と兼ねると雖も
其實鎮將の如き者なり天下亂るハ及びて此等の武
夫亦た寄る處ナシ唯だ强者ハ就る其武力代試みんと
欲る故ハ戦勝てを雲の如く集まり敗き霞の如く散
る之を將するもの亦た之と如何ともすべし故ハ一
たび得たる土地及び人馬を復た之と失はん事代恐る
即ち己の黨與を諸國に配賦し以て之と管領せしめたる



り之と守護と稱ふ是法能く小武夫を約束し得べしと
雖も其守護する者未だ以て忠節無二危小堪ゆるの人
と為る能はず故ふ之に許るすに専權と以て之ふ與
ふふ土地の富と榮譽の位格とを以て其甘心と得て
以て其黨と固結強大ならん企てきり斯く廣大
なる土地を分與せらばふ及びて此守護亦た容易
之と失はらん加為ふ王者の為る所を倣ひて之を其
從者ふ分割し從者も亦た之に倣ひて分割し各々其從
者ふ任して以て其領地の武夫を統轄せしむゆえふ土
地の領主も則ち軍門の部將として一朝事あるを即ち
帳簿を閣して甲冑と着し算筆と抛く刀劍を提し各々

其統轄する所を率ひて將軍に旗下ふ集り以て敵は向
ふされん人間の階級大ふ増加して上を將軍ふ下を
部卒下民ふ至るゆいで次第に君臣の約成立て、以て統
轄するふ至る是れ時世の勢然らざるを得ざるふ出
ると雖も其土地人馬を守るは方法亦た巧みなふ處あ
り南朝北朝共ふ此の方法と勉むたり而して南朝に於
ては時務に暗る公家専ら事と執る代以て智略ある諸
將も力と伸もふ能くざるは是利氏を此方法を十分
不行ひ數多の武人と己の黨與と系しきりしは終ふ
能く南朝と亡ゆる一時天下の武將と仰ぐ、を得た
り是れ則ち右の如き變革は國家ふ發する源因ふして我

國封建の勢終小孰成に至りては全く之小基と云ハ
 然りと雖も足利氏として其抗敵を滅せしものも
 又足利氏として其威力代海内小失ハ一免一所小抑
 黨與と封建と依の事ハ敵の侵入を防ぐ小利ありと雖
 も結合すふの力に至りては極て弱きものなり夫の土
 地の富と軍馬の力と代蓄ふものも少許の不滿も主
 者に向ひて抗抵を試みんとする代勢あり史家或ハ足
 利氏小叛者
 多きを以て尊氏南朝と叛く應報と為すものあり然り
 と雖も古來各國封建の世あり必を乱臣賊子あり温良
 の君と雖も亦た害に遇ふものあり小ありを封建の武
 族を威服せしむる未だ品行を以て論をべしなりは
 也 足利氏ハ真不武將と仰うれり然もども仰ふあり

たつ小あらはるる南朝の勢衰ふると同時は此守護
 々漸く制をべしうらばるる也とありて足利氏の初三代
 ハ其君臣父子兄弟の戦小殆んせ暇なき者の如し然
 て其三代の末に至りては關東の藩鎮をりし足利氏の
 一流漸く室町と相闘くの色と顯けりは是が南朝の
 亡ぶる小及びてより更小南朝は恐るべきその諸國ハ
 充満をり名分の上小於てこそ君臣上下の差別あり其
 實力小至りてより之ハ顔頑きべし程の大名極めて多
 而して其叛くや足利氏十分小之代討滅すふ程の力あ
 るなり故小其降るや亦た其罪代責り其封を割く能ハ
 ざされど當時の大名等相語て曰く家を大小せんと欲

せが叛けり善さるる計は又た曰く弱き者を誅せらるる
強き者も禍を免らば兵を連ねて自ら強ふるも若ら
どと其凌蔑すふ如此し故に位足利氏の下ふありと雖
も力能く執事を定め又た能く之を倒し威能く將軍と
擁し又た能く之を追ふ其專横放肆至らば所なり是
を特小室町のみふありと鎌倉亦た然りとも是なり
政事上の一致全く破れて所謂政府がふもれもふく人
民ふもものもなく全國一般の法令行われずて皆一
地方に限り一曲處に止まれり此時に至りて人心再び
北條氏の政治と追慕し鎌倉の禮義法度を知らざるを以て
撰まらば其執事あり斯波高經貞永の成敗は似たりとて撰

まらばの管領職あり細川頼之其他一二の人物ふさふあり
どと雖も國家の勢亦救藥すべからず空しく舊政追慕
の情は史上訴ふ耳建武以來武目追加之前文は曰く
いへ所謂善者ありと雖も亦之を如何ともそはかすと
云ふもれあるべし然も南朝の亡びし時二十零五
ふを應仁の亂二十零七至は迄殆んと七十年間稍々
少康と稱せざる者あり此等の人其力も歸せざるべ
からばいふも其間敢て戦亂ふると云ふも非らば則鎌
倉將軍も此際滅亡室町將軍も此際弒せられた
るあり關東及び九州地方も絶えざる戦亂の有様にして
京畿近傍亦た時々大戰あり室町ありて二十零五
十七年大内義弘の乱あり

赤松満祐將軍義教を弑せり關東の叛ありて二千零七年
録倉將軍亡ぶ其憲の乱あり私闘救擧の違ありを唯之と前
後の時代は比社が較戦亂少なりと云ふは云々
此際足利氏の制度少く定まり者室町長禮式奉行武者頭
等の制を定む鎌倉の管領之は倣ひ自ら將軍法令亦
と稱し家老と管領と稱し更ふは屋形を置けり軍法令亦
た設けらるる並武以來の式類其制度法令決して實行せら
るたりふあらざると雖も稍々大名等の威權を制し其皇
張と抑ふる所ありたり然も一般の人民小至り
ては此時に至りても猶ほ休息を事を得ず戦亂の未
だ鎮定せざり頃より將軍及び大名等々早く既小人民
の財産を奪掠して其驕逸を資けり戦亂の定まりふ

至りて之と行ふこと益々甚し
太平記卷之三十三都小
て在京の大衆と結んで茶の會と始め日々寄合治
計と盡す小異國本朝の重寶を集め百座の粧を裁りて皆
曲録の上座小豹虎の皮と布を思ひ居たり段々異國
四主頭千佛の光と雙へて坐居たり給座の圍四方異
の諸侯と遊宴をふす時食膳方と座の圍四方異國
の珍物と備ふ齋羹点心百種五味の魚鳥甘酸苦辛の菓子
敷に珍物と備ふ齋羹點心百種五味の魚鳥甘酸苦辛の菓子
共色々様々の居雙べたり飯後旨酒三献過く茶の懸物の
小百人奥の物各百十重副置く番の頭沈人の度物の
頭百人色々染の小袖三重盆懸たる袋をさげ靴皆は金引打
た金百兩の鎧一縮花の皮懸たる袋をさげ靴皆は金引打
今立たぶ麿の刀二虎の皮懸たる袋をさげ靴皆は金引打
く以ての頭人の如く積重ぬれ其幾千と云ふ事
を盡すは山を如く積重ぬれ其幾千と云ふ事
替を知らぬ物とすべしとて取らば互道世者見物の為

め小集す多田樂猿樂傾城白拍子ふんど小皆取らねて
手と空して歸しつゝ窮民孤獨の金を資する小も非ら
ど又供佛旅僧の檀施小茶事過て又博奕を捨て遊ける
小沈めたる五貫十貫立んて勝人ふ此も田樂猿樂傾城
人のみあて百貫とも勝人ふ此も田樂猿樂傾城
白拍子小賦り捨ける故也抑も此も田樂猿樂傾城
取り土民百姓の資財を責め取り論人々訴人の賄賂と取
り集めたる夫の後世に開化を飾るべき器具技藝を早
く既小此人々として飽かすたて建築する金閣あり
銀閣あり花の御行は覺と其費六十万緡高倉御所の障
子と一間の價二万錢皆ふ銖玉と琢る金銀伐鏤めたる
將軍此の如くふりくると大名亦た之小倣ふて邸宅と
壯麗小其驕侈と極め領内の民財を奪略し来りて之
と京洛の内小散せりされが異國本朝の珍器玩具多く

此小集り綾羅錦繡の美も委して地小あを鼎と鐘玉を
石金の塊珠を礫と云ひけり代の有様も斯くやと思ひ
知らざるなり此時小當り遊技亦た夫も改まりて茶の會
も志ばし行つ社茶を鎌倉の時五山は禪僧支那の時
小至りて最も盛なり小なりて美麗を盡さるなりとぞ
茶具と茶堂小至るまで美麗を盡さるなりとぞ
田樂猿樂の類々常小遊宴小伴ふの一樂とふきり
條氏の時小始すれり始すりて是利氏の時井田のハ郎
も亦た北條氏の時小始すりて是利氏の時井田のハ郎
秦の嘉兵衛此戯を大鳴呼古来人間幸福快樂の具多く
小進りたるなり
暴君汚吏の世に擅ふ貨財配分の公平ならざる時小
發をば成以と識者の賤む所とふりくも理なきと覺え
そり



う、は貴族日本人民の頭上小立ちて其貪婪成擅小せ
一ことあるが當時人民の艱苦果して如何ぞや蓋し封
建の世々是き奪掠の世界なり其奪掠を免るべんと欲
せが黨派の力と頼るべからず當時の如きも人民
間々黨派を立て、財産と守らんとせざる小あらず然
れども其力弱くして直小破却せらる他は為るべし
術なきは以て唯々黙々と上者の命小是れ従ふの
み彼の大名等々斯く之と抑壓して人民の氣力と奪却
したる後乃ち之小課を多し租税と以て其室と空
ふ其財と盡さず至り然らば其暴貪猶未だ之小止
まらば彼の豪族貴人此財産と握收し之と驕奢の具

小濫用して商賈少く富を得り小及び即ち之小命を
に倉役を以てして其貨財取戻し倉役と強て金銭
其負債額漸やく崇む小及び即ち徳政を行ひ以て
其負債を解き徳政と借主の爲め負財と解きて債
主小償ふこと代免をなすはさぐ民間の貸借全く壅塞
して窮民生と營む能ふ應仁記諸國の土民百姓の課
様と變へて謹責をれが國々の名主百姓と耕作と
を田島と捨て倉食し是れ小任せてもたへ行く鹿苑院義
満殿の御時より倉役四年小か度ふり然るを御當代
の御代とかりて一年より十二個度ふり然るを御當代
義政と霜月小倉役の臨時九個度臘月は八個度小又彼
あり借銭と破らんとて前代未聞の徳政と云ふ事と云出
の借銭と破らんとて前代未聞の徳政と云ふ事と云出
も皆絶えて夏十三度まで行かれ亡び
ん我爾と俱小亡びひと云ひいづつ亡び
要す小海内

の人民ハ皆ふ君主を戴て其属隸とありて其厭くふ
の欲と満たさばるを得ず其暴虐の命ふ従ひざらば得
ざれば極小陥まり此時若し人民として威力ありしや
を其肉と食ひ其骨と碎くも猶ほあきらむるごと云ふべ
し彼の開明は人民の最も嫌忌せる主僕の教漸く威
ふかき此暴戾無慚の盗奪者と君主と仰る君恩の萬一
小報ひよと教へらるるこそうたてけし

然りと雖も是も未だ我人民不幸の極點に達せざらば
海内の人民此の如き有様と以て殆んど百三十七年
間楠氏兵と擧げしの苦痛小堪へたりし終に二十
二百年代の中頃に至りて限りなき潰爛の内小沈没せん

とぞしたりけし其淵源と尋ぬる小是利氏の御所中
於る最も威力ある豪族二人の嫉妬の心と互小兵戎
執て相争ひしと勇氣ありし諸大名々各々其好む所
従ひ靡然として之小應に攝津丹波土佐讃岐阿波三河
備中淡路和泉紀伊河内越中隱岐出雲飛驒近江播磨備
前美作加賀凡て二十州十六萬人の武夫々夫々此守護
小従ひて京師の東に陣し但馬播磨備後伯耆備前因幡
美作石見越前尾張遠江大和河内紀伊能登丹後伊勢土
佐美濃周防長門豊前筑前安藝石見伊豫凡て二十六州
十一萬六千餘人の武夫々夫々の守護小従ひて京師の
西小陣し互に獅子の如く怒り虎の如く叫びと日頃の



武勇と現ハセリ此時ふ至リてハ足利氏を亦た王室の如く京洛文弱の氣に薰染セシムば彼が始り王室と擁して戦ヒをば如く亦た此二軍の為りに擁せらるる將軍其名と唯だ僅う旗鼓ふ光榮と添ふりの一具となさりの之然れども此等の事を最早武夫の氣と輕重をふふ是らばこの此戰の關ふふ當と兩陣の主長共ふ俄うふ死去とすども無數の將卒猶ほ相對して日々夜々戰爭止む時なく殆んど十一年間洛中ふ相對峙せり斯く洛中よ於て戰爭とふれ時ふ當て諸國よ於ても亦其黨よ從ひ互ふ相鬪争せり就中關東を早く亂さく足利氏の威力及ぼさるるを此戰ふ關係なきか

如く此まども其豪族等又各々相軋マて自己の戰止む時あるなりされども人民の家屋を概ね兵燹に懸り夫の豪族等の玩具より貴貨珍寶も互ふ取り合ひの目的とありて全く消滅し京洛の内ふ傳りたる古來の記事文章等も多く焼く盡しり彼の南北朝五十餘年の戰亂より王家の尊威大に衰へざる小均しく應仁の亂十一年間打續きたり後足利氏ハ威力悉く地に墜り將軍の命も大名と動う不能なり王朝の時より久しく武人の影慕と得尊氏の創業も士心攪る助とありたる源氏ハ血統も此に至りて武人の顧みざる處と此の是を諸大名を皆各々其國

小據りて鄰國と攻撃し天皇命を傳へ聞かば將軍令す
るも肯や唯だ無益なる戦争小人命と財産と伐糜爛
しや徒小其高名心を慰らんと思ふ所のいされが諸國
十ふふ裂して全く戰國となり如何なる小國と雖も
皆ふ城廓を構へて其領主の親族を防護をたり國家の
有様此の如きに及び海内一般丁壯々人類を滅絶する
職業小従事し老弱々之を支ゆるれ器具糧食を製し人
間社會々幸福を營むれ場所小あらざして吞嚙と試む
るの區域と成り猛惡無雙の勇士諸州に充滿してこし
も小尊むべき人命も鴻毛より軽く見做され人さへ見
まが唯だ常に相戦ふんとぞ構へけり諸國の大名等ハ

之を養ふに忠義の教を以てし之を勵まるとに奮死の榮
と以てし即ち之を伐驅ると以て隣國小侵入し其貨財を掠
り其人命を奪ひ目小觸る者々凡て刀鎗と兵燹と小委
して以て歸り或々敵國及て勝を得る事あり必す之
小報ゆり小更り甚しきを伐以て二千百四十年の
頃より二千二百五十年の頃迄より有害の戰亂海内
一般小行ハ社て甲興り乙倒さ丙散り丁集まり昏々紛
々相亂して其常形を見ふなく交互錯綜して理す處
ふ其混蕩の間小將軍も管領も名あり公家も大名も
行方知まを消え失せたもの極て多し人間社會の有
様此の如き小至小眞小憐むべき事なりや嗚呼人豈

小他人の為り小世に生きたんや然らず當時の人民自ら
世に立つ能うを以て生命を以て他人の用不供せざる
と得ざるのみならず因習の久しき之を以て人間の榮
譽となす小至る人間の有様憐むべきの極度小達を
云ふべしなきを

神教政治の勢威が時小當り帝統の神權を信せば
そのものあり其朝廷亂る其朝廷亂るときは其又
も亦た世小立つ能えざるべし封建戦國の時小當り
忠義の教を疑ふものあり其君家亡ぶ其君家亡ぶ
此れ其人も亦た世小立つ能えざるべし列國對峙の
時小當り報國の心なきもれあり其國破る其國破

こまら其人も亦た世小立つ能えざるべし彼の報國忠
義神權の如きも當時小ありて皆人々を益を不む
のなき若し其れ益なくを豈小能く人心を集合を
は此の如き小至らんや聖人出づれば及びて之を經
典とし之を集録して以て世小教ふ而して世人の之
を信する愈々厚く社會の結合愈々固く之を終古小
徴し之を萬國に實を絶て異例を見を即ち知り此
等の教皆ふ當時小欠くべからざる一具なりて異
時異處の見識を以て賤蔑せざる事然りと
雖も余を以て之と見らば是皆な一時變を制するに
教ふるの何ぞや變と云ふ請ふ逐一之を述べん夫



世人の社會は仲間入をなすも其素と其便と得て一
生と快樂なるといふんを為さずや各々自ら其利
を計りて勞作し害を他し及ばざれば其事已まん
のみ素とよき國を立てて何ぞ報國哉要せん素より
君臣ふし何ぞ忠義を知らん素より君統ふし何ぞ神
權を用ひん人々善と為さず人々惡と為さざ善惡邪
正の教長く跡を人間社會に絶たん人間社會たゞも
の宜しく此の如くふべし是余の人間社會の正状
と稱すは所也社會の有様は正變ふし余は其幸福最
多きを以て假りし正状とす其他と
變状とも然りと雖も人世變多し或る國を立て或る主と
立て動もをれが互に相吞噬して以て快と呼ぶ神權

忠義報國の教亦た少く其勢と慙懣をなすもれなく
小あらざる豈に能く萬世不易の教とふす哉得んや且
其も此等の教皆が一身の利益を捨て他人の利益と
計りの語なり若し一點私心は其間に挟むとさる之
と貶して偽とを是を其意偏ふ國に許し君に許すと
尊ぶかゆ多かり嗚呼人間豈に他人の為に世に生せ
んや其私心と抱うざるを實に其私に利ありが為に
人々之を尊ひ聖人之代教ふと雖も人々の為に私
利と計りて私利と得たり時こそ始て憾となすふべ
し故に余を神權忠義報國等の教を以て人間社會の
變状を處する此一具と為し而して完全無欠の教へ

と認むる能りや然りと雖も俄り不之伐排除を不伐
 望む小あらん唯だ速に排除す於此氣運に達せん事
 と望むのみ
 日本開化小史卷の三終

明治十年七月十日板権免許
 同十五年七月六日再板御届
 同年七月十二日出板

著述無出版人

静岡縣士族

田口

知吉

定價金
二拾五錢

東京 書林 賣捌

日本橋通二丁目	北島茂兵衛
同通二丁目	稲田佐兵衛
芝三島町	山中市兵衛
浅艸茅町三丁目	北澤伊八
小石川大門町	青山清吉
日本橋通三丁目	丸屋善七
同通二丁目	小林新兵衛

東京牛込區牛込北
 山伏町四十三番地

